

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月19日提出
【計算期間】	第8期（自 平成20年8月30日 至 平成21年8月31日）
【ファンド名】	マイストーリー・株25(確定拠出年金向け) (以下「ファンド」といいます。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

[1] 安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として中長期的に安定運用を行いません。

[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案し、優れていると判断した投資信託証券（ファンド）に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー」が、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

ファンドは、多数の投資信託証券（ファンド）へ投資することで、「資産の分散」、「運用スタイルの分散」、「運用者の分散」という3段階でリスク分散を図ります。

ファンドにおいて、資産の分散とは、国内株式、外国株式、国内債券および外国債券などの資産クラスの分散をいい、運用スタイルの分散とは、例えば、株式投資におけるグロース、バリュー等の投資戦略の分散をいい、運用者の分散とは運用会社もしくは運用担当者（ファンドマネージャー）の分散をいいます。

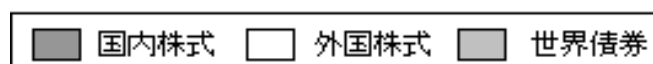
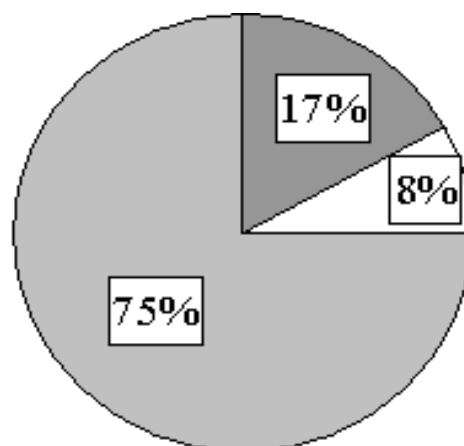
■ リスク分散のイメージ図 ■



上記は、リスク分散について分かり易く説明するためのイメージ図であり、ファンドにおける比率を表示しているものではありません。

[3] 資産クラス別の基準配分比率を原則として維持することを意識した運用を行ないます。

投資信託証券への投資を通じて、ファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率（ファンドが投資する投資信託証券が実質的に保有する各資産クラスを勘案します。）は、国内株式17%程度、外国株式8%程度および世界債券75%程度としています。このファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率を、ファンドにおいて基準配分比率（純資産に対する比率）といいます。



(注) 上記の円グラフは、ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識するファンドにおける資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)をイメージ化したものです。

ファンドが投資する投資信託証券で、世界の株式または世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産は為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。また、図中の世界債券は、「国内債券および外国債券」の資産クラスを示しており、国内債券が含まれています。

なお、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）は、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープンF」とし、その資金をマザーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」)に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分省略して記載する場合があります。

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(マイストーリー・株25(確定拠出年金向け))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング		
不動産投信	その他 （ ）			
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券） 資産配分 固定型）） 資産複合 （ ） 資産配分固定 型 資産配分変更 型			ファンド・オブ ・ ファンズ	なし

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年9月16日現在）

< 商品分類表定義 >

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産(収益の源泉)による区分〕

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

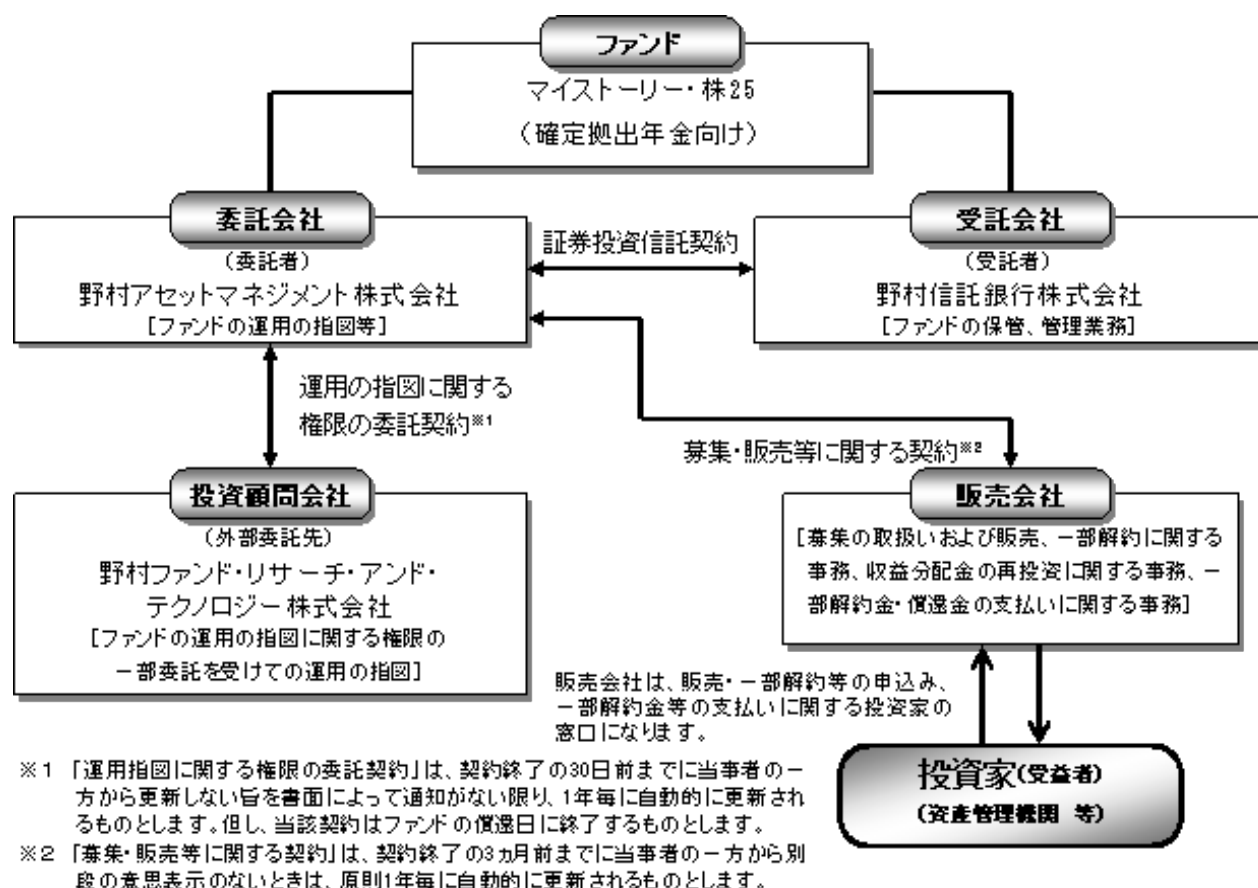
- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

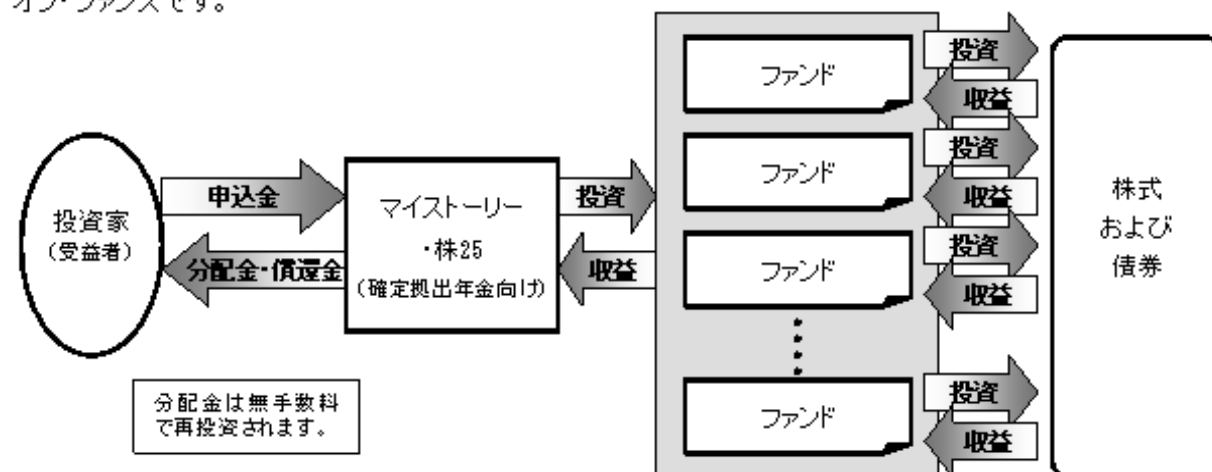
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの仕組み】



■ ファンド・オブ・ファンズについて ■

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に株式および債券に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考) 指定投資信託証券について」をご参照ください。

委託会社の概況

■ 委託会社 ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成21年9月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成21年9月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

[1] 主として、国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券、世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券、国内の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券および世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券に投資します。

[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります。）に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

委託する範囲：投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含む。)

委託先名称：野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

委託先所在地：東京都中央区

委託に係る費用：上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

(平均純資産総額)	(率)
1,000億円以下の部分	年10,000分の18
1,000億円超の部分	年10,000分の17

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式（当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。）への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね25%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、ファンドが実質的に投資することとなる資産クラス別の基準配分比率を原則として維持することを意識した運用を行なうことを基本とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）は以下の通りです。

なお、基準配分比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

主要 投資対象	投資対象とする投資信託証券		資産クラス	基準配分比率
国内株式	ノムラ・ジャパン・オープンF	→	国内株式	17% 程度
	リサーチ・アクティブ・オープンF			
	ノムラ・アクサ・ローゼンバーク			
	日本株バリューオープンF			
	ストラテジック・バリュー・オープンF			
	みずほ日本株バリューファンドF			
	JPMジャパン50・オープンF			
	フィデリティ・ジャパン・オープンF			
	フィデリティ・中小型株・オープンF			
	ビクテ・ジャパン・ファンドF			
	BGIジャパン・バリュー・ファンドF			
	東京海上日本成長株ファンドF			
	キャピタル・インターナショナル・ ジャパン・エクイティ・ファンド F			
外国株式	野村海外株式ファンドF	→	外国株式	8% 程度
	ノムラ・ジャナス・インテック 海外株式ファンドF			
	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF			
	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF			
	シュローダー・アジア・パシフィック 株式ファンドF			
	ゴールドマン・サックス・アメリカン ・オープンF			
	ビクテ欧州ファンドF			
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF			
	UBS海外株式ファンドF			
	MFS欧州株ファンドF			
国内債券 および 外国債券	ノムラ海外債券ファンドF	→	国内債券 および 外国債券	75% 程度
	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF			
	ノムラ・ブラックロック米国債券オープンF			
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF			
	ノムラ日本債券オープンF			
	ドイチェ欧州債券ファンドF			
	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF			
	LM・米国債券コア・プラスF			
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドF			
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドF			
	TCW 米国債券ファンド F			
	FFTW世界債券オープンF			
	アイエヌジー・欧州債券ファンドF			
	メロン米国コア・プラス債券ファンドF			
	アクサIM 欧州債券ファンド F			
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド F			

「国内債券および外国債券」の資産クラスを「世界債券」と称する場合があります。

[4] 資産クラス毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。

ベンチマーク計算上用いる基準配分比率は、前記の基準配分比率から各々「程度」をとった比率とします。

資産クラス	指数
国内株式	東証株価指数(TOPIX) ¹
外国株式	MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国) (円ヘッジベース) ²
国内債券および外国債券	パークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース) ³

ファンドは、当該ポートフォリオ全体のリスク水準をそれぞれのベンチマーク程度に抑えながら、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を達成することを目指します。

- 1 「東証株価指数(TOPIX)」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動を表わすものであり、昭和43年1月4日を基準時とし、その基準時の時価総額を100として昭和44年7月から株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）が公表しています。東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- 2 「MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)」は、MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)(現地通貨ベース)をもとに、委託会社(運用の権限委託先を含みます。以下この欄において同じ。)が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 3 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース)」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックス」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

(注) 資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

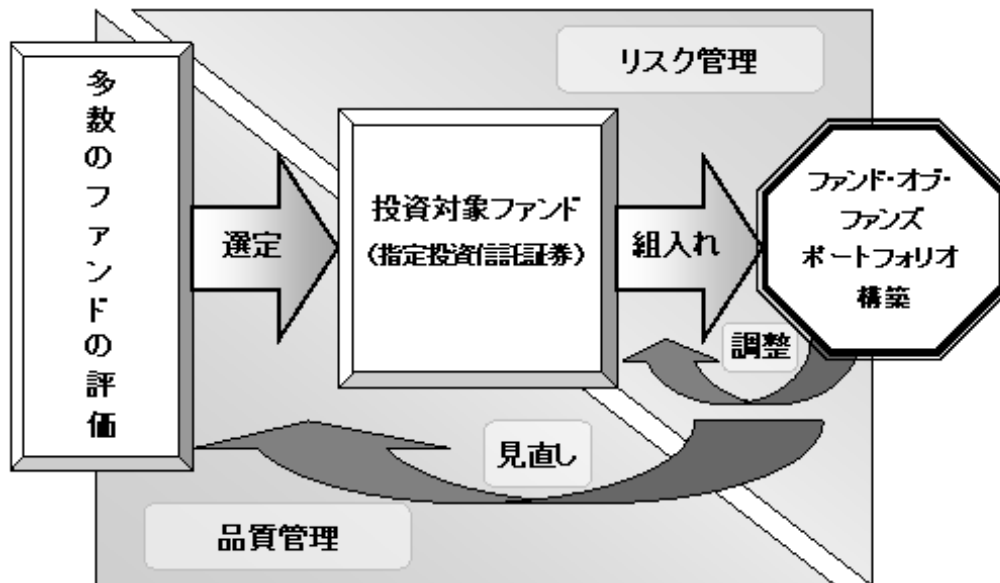
[5] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

組入れる投資信託証券については、運用実績または運用手法を定量・定性的に分析し、且つ当該投資信託証券の定量的なリスク分析によりこれらに投資を行なうファンドのリスク管理を重視した上で資産クラス別の基準配分比率を勘案して選定・配分を行なうことを基本とします。

[6] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質 の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

NFR&Iのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス（イメージ図）



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

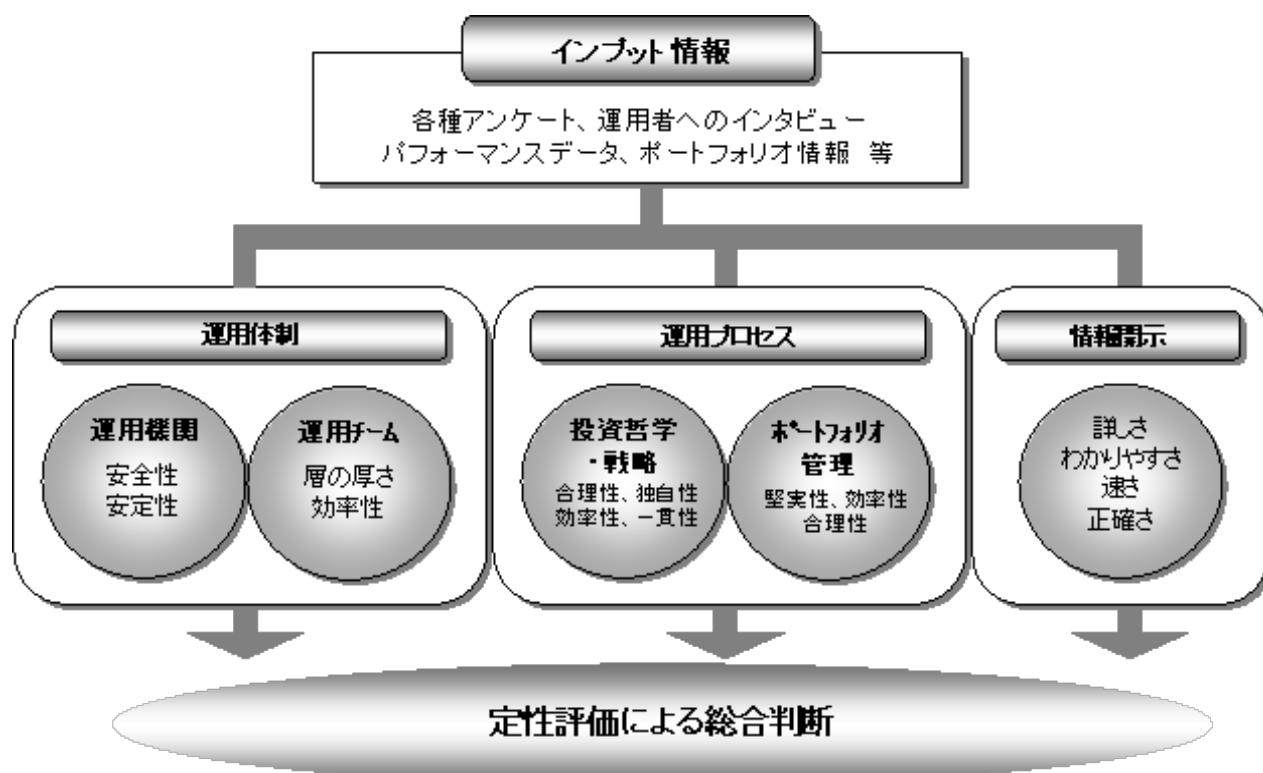
(参考) 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

■ 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要 ■

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（NFR&T）は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ（代替）投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

■ NFR&Tのファンドの定性評価 ■

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか（悪かったか）」ではなく、「なぜ良かったか（悪かったか）」、「（良かった場合）今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ（品質）を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成21年11月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

指定投資信託証券
ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)
ノムラ・アクサ・ローゼンバーク日本株バリュートオープンF(適格機関投資家専用)
ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）
みずほ日本株バリュートファンドF（適格機関投資家専用）
JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）
フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
フィデリティ・中小型株・オープンF(適格機関投資家専用)
ピクテ・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）
BGIジャパン・バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)
東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）
野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）
ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）
ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF（適格機関投資家専用）
ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)
ピクテ欧州ファンドF(適格機関投資家専用)
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF（適格機関投資家専用）
UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)
MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）
ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）
ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）
ノムラ・ブラックロック米国債券オープンF(適格機関投資家専用)
ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）
ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)
ドイチェ欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)
LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）

ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）
TCW 米国債券ファンド F（適格機関投資家専用）
FFTW世界債券オープンF（適格機関投資家専用）
アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)
メロン米国コア・プラス債券ファンドF（適格機関投資家専用）
アクサIM 欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド F<外国籍投資信託>

上記は平成21年11月19日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が名称が変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ 有価証券
 - ロ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げる有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成21年11月19日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行いません。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

＜申込手数料＞	申込手数料はかかりません。
投資の基本方針のうち ＜収益分配方針＞	運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

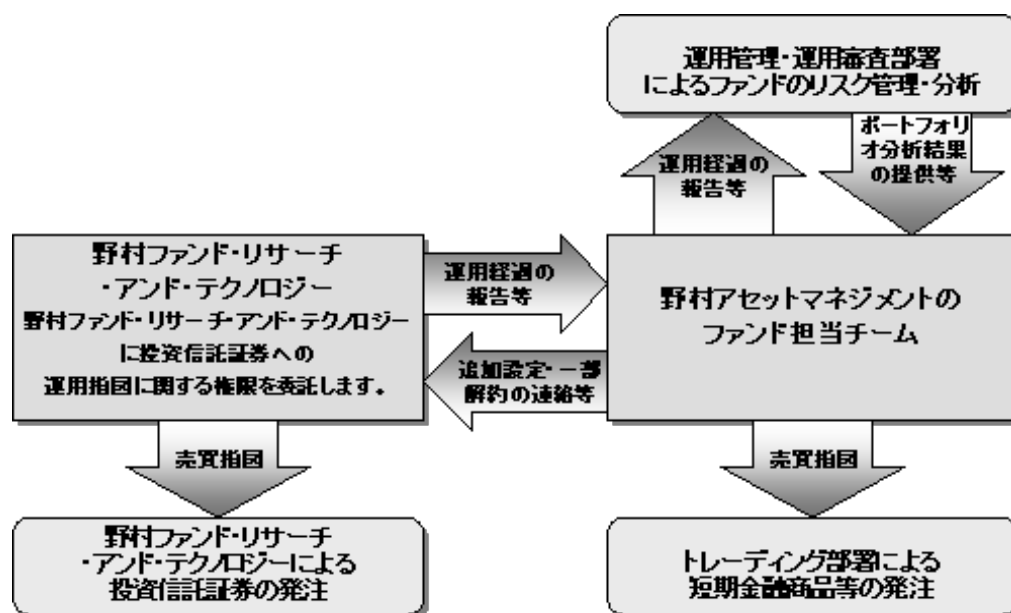
指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

[次へ](#)

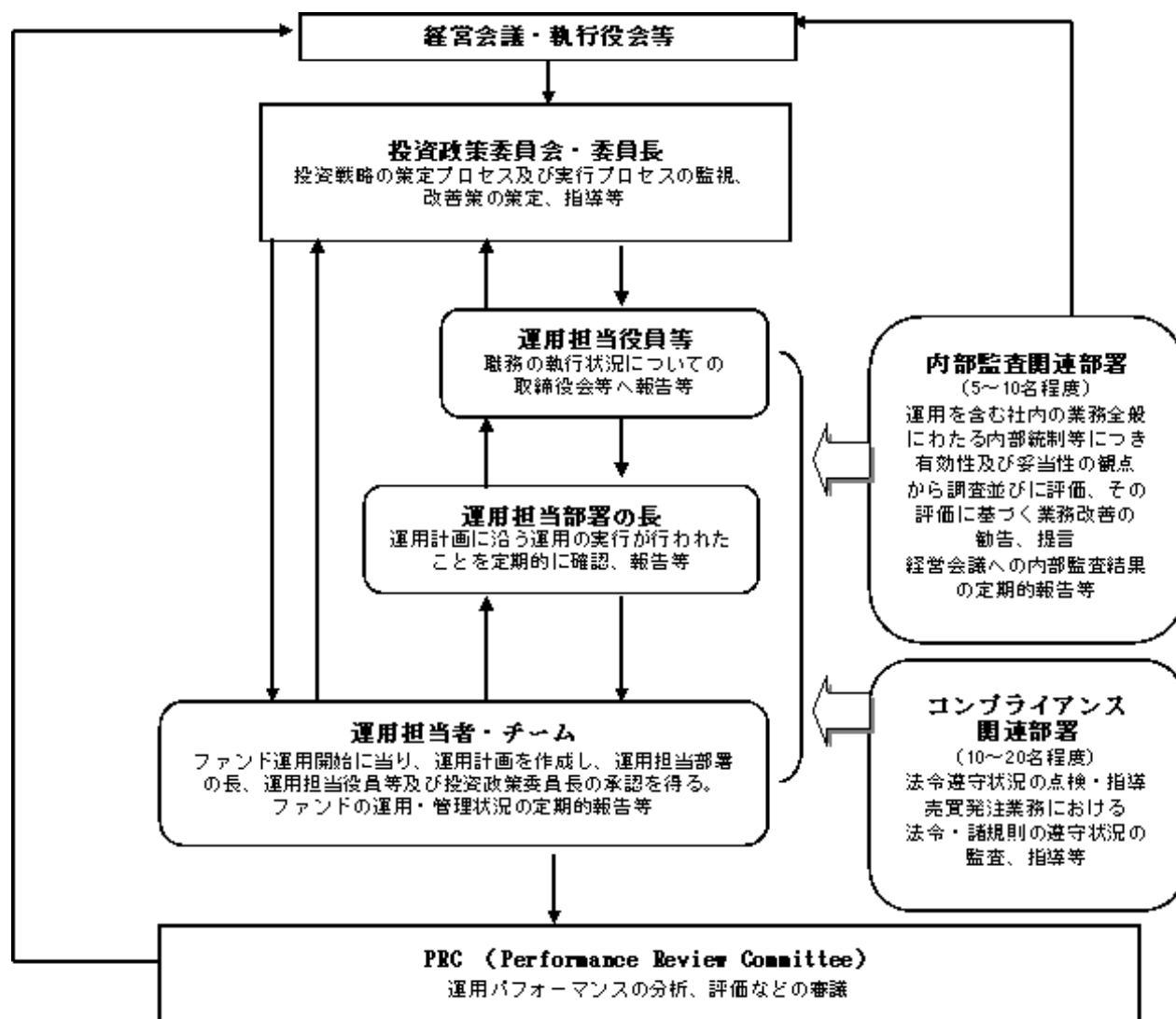
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成21年11月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として毎年8月29日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第22条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供

が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第30条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

■ 主な変動要因 ■

[株価変動リスク]

ファンドは、投資信託証券の組入れを高水準(フルインベストメント)とすることを基本とし、投資信託証券によっては、株式など値動きのある証券に実質的に高水準(フルインベストメント)の投資を行ないますので、株価変動等の影響を大きく受けます。

[為替変動リスク]

ファンドが投資する投資信託証券で、世界の株式または世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産は為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がなく、為替ヘッジを行なうことができない場合があります。なお、一部の投資信託証券においては実質的な外貨建資産に対して全て対円で為替ヘッジを行なうわけではなく、実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なることがあり、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。しかしながら、ファンドが投資する投資信託証券の為替変動リスクは、為替ヘッジしない場合と比較すると大幅に小さくなるものと考えられます。

[金利変動リスク]

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは、投資信託証券の組入れを高水準(フルインベストメント)とすることを基本とし、投資信託証券によっては、公社債など値動きのある証券に実質的に高水準(フルインベストメント)の投資を行ないますので、金利変動の影響を受けます。

■ その他の変動要因 ■

[信用リスク]

投資対象とする投資信託証券が実質的に組み入れる公社債等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

[有価証券の貸付等におけるリスク]

投資対象とする投資信託証券が実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドは、前記の「投資方針」に記載の資産クラス・ベンチマークを各々の基準配分比率を基に合成した指数をベンチマークとしますが、市場の構造変化等が起こり、資産クラス毎に定めた各指数の指標性、代表性等が十分でなくなった、あるいは、各資産クラスの市場全体をより適切に表わす指数があると判断した場合には、各資産クラス・ベンチマークを見直す場合があります。

また、ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドの分配金は、前記の「2 投資方針 (4) 分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用を行なうものがあります。これらの投資信託証券が投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、これらの投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、前記「2 投資方針 (1) 投資方針」に掲げる資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、投資対象としている投資信託証券の投資内容は日々変化すると想定されるため、ファンドの資産クラス別の実質配分比率が、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは中長期的に一定のリスク水準を目途として基準配分比率を決定しているため、長期的に資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、将来的に、国内株式と外国株式の比率を含め、基準配分比率を変更する場合があります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託者(運用の権限委託先を含みます。)の利害関係人等(当該委託者の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託者と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、一部の外国籍投資信託証券を除くファンドにおいて、委託者(運用の権限委託先を含みます。)が各投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

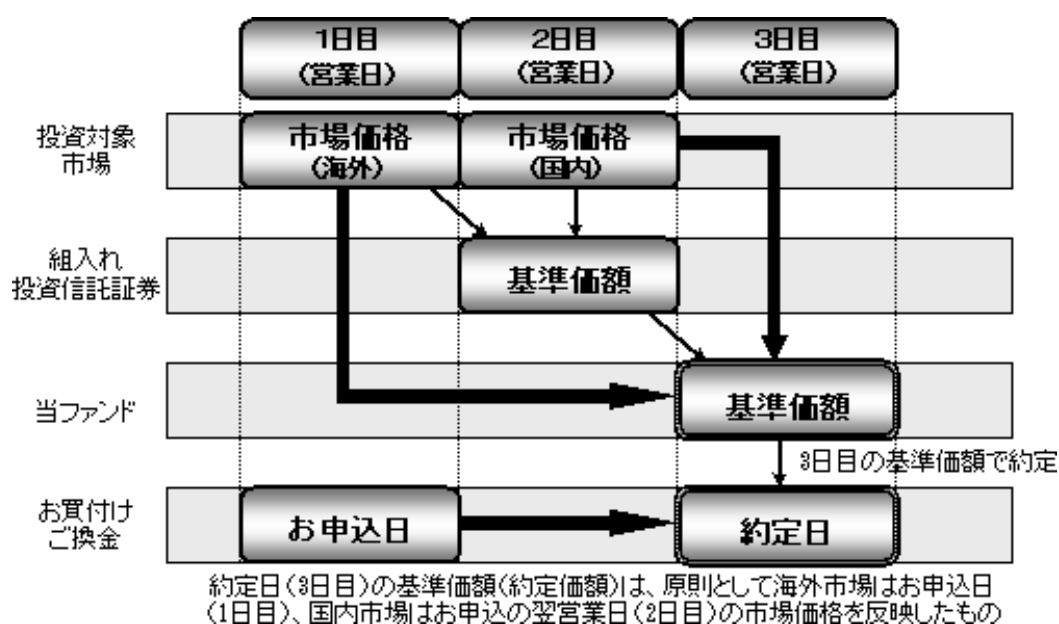
ファンドが投資する投資信託証券の基準価額は、一般的な投資信託と同様に原則として当日のわが国の証券市場の値動きを反映して毎営業日計算されます（外国の証券等については、通常、時差の関係から前日の終値等取得できる直近の値動きを反映して計算されます。）。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、国内資産や外国資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

例えば、国内市場の本日の値動きが組入投資信託証券の基準価額に反映されるのは当該日であり、翌営業日にファンドの基準価額に反映されます（外国の有価証券に関する日本と同日付の現地での値動きが組入投資信託証券の基準価額に反映されるのは、時差の関係等から当該日の翌営業日となり、翌々営業日にファンドの基準価額に反映されます。）。

なお、買付および換金の申込の場合の約定価額の基準日については、通常の投資信託に用いる約定価額の基準日より1営業日後にずらすことによって、一般的な投資信託と実質的に同様の市場価格を反映する基準日となるよう調整しております。

< 基準価額の算出イメージ図 >



ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式・公社債など値動きのある証券に実質的に投資します（また、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に実質的に投資を行なう場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

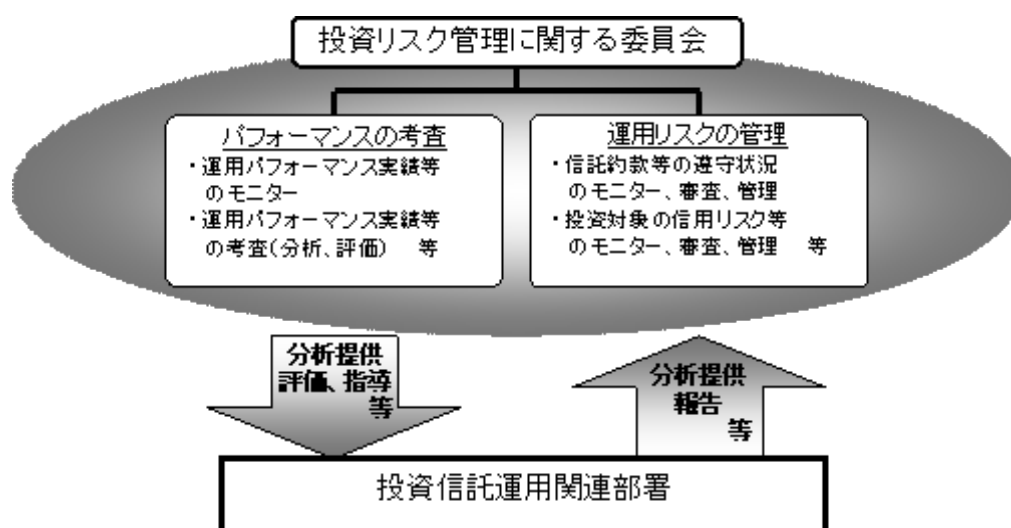
リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

投資リスクに関する管理体制等は平成21年11月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の57.75（税抜年10,000分の55）の率を乗じて得た額とし、その配分については純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

< 純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年10,000分の27	年10,000分の25	年10,000分の3
500億円超の部分	年10,000分の28	年10,000分の25	年10,000分の2

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
1,000億円以下の部分	年10,000分の18
1,000億円超の部分	年10,000分の17

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
ノムラ・ジャパン・オープンF	0.90825%（税抜0.865%）
リサーチ・アクティブ・オープンF	0.67725%（税抜0.645%）以内
ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープンF	0.6825%（税抜0.65%）
ストラテジック・バリュオープンF	0.63%（税抜0.60%）
みずほ日本株バリュファンドF	0.5775%（税抜0.55%）
JPMジャパン50・オープンF	0.8505%（税抜0.81%）
フィデリティ・ジャパン・オープンF	0.924%（税抜0.88%）以内
フィデリティ・中小型株・オープンF	0.945%（税抜0.90%）
ピクテ・ジャパン・ファンドF	0.8505%（税抜0.81%）
BGIジャパン・バリュ・ファンドF	0.6195%（税抜0.59%）
東京海上日本成長株ファンドF	0.609%（税抜0.58%）
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F	0.60375%（税抜0.575%）
野村海外株式ファンドF	0.8925%（税抜0.85%）
ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF	0.86625%（税抜0.825%）
ノムラ・コロンビア米国株バリュ・ファンドF	0.8715%（税抜0.83%）
ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF	0.84%（税抜0.80%）
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF	0.7875%（税抜0.75%）
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF	0.91875%（税抜0.875%）
ピクテ欧州ファンドF	0.8925%（税抜0.85%）
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF	0.84%（税抜0.80%）
UBS海外株式ファンドF	0.9765%（税抜0.93%）
MFS欧州株ファンドF	0.7875%（税抜0.75%）
ノムラ海外債券ファンドF	0.3885%（税抜0.37%）
ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF	0.7875%（税抜0.75%）以内
ノムラ・ブラックロック米国債券オープンF	0.42%（税抜0.40%）
ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF	0.4725%（税抜0.45%）
ノムラ日本債券オープンF	0.3675%（税抜0.35%）
ドイチェ欧州債券ファンドF	0.42%（税抜0.40%）
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF	0.525%（税抜0.50%）
LM・米国債券コア・プラスF	0.4935%（税抜0.47%）
ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF	0.2625%（税抜0.25%）
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF	0.2625%（税抜0.25%）
TCW 米国債券ファンド F	0.3465%（税抜0.33%）
F F T W世界債券オープンF	0.441%（税抜0.42%）
アイエヌジー・欧州債券ファンドF	0.42%（税抜0.40%）
メロン米国コア・プラス債券ファンドF	0.43575%（税抜0.415%）
アクサIM 欧州債券ファンドF	0.43575%（税抜0.415%）
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド F	0.3675%以内 + 成功報酬

上記の信託報酬率は、平成21年11月19日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
1.10% ± 0.15%程度

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成21年11月19日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

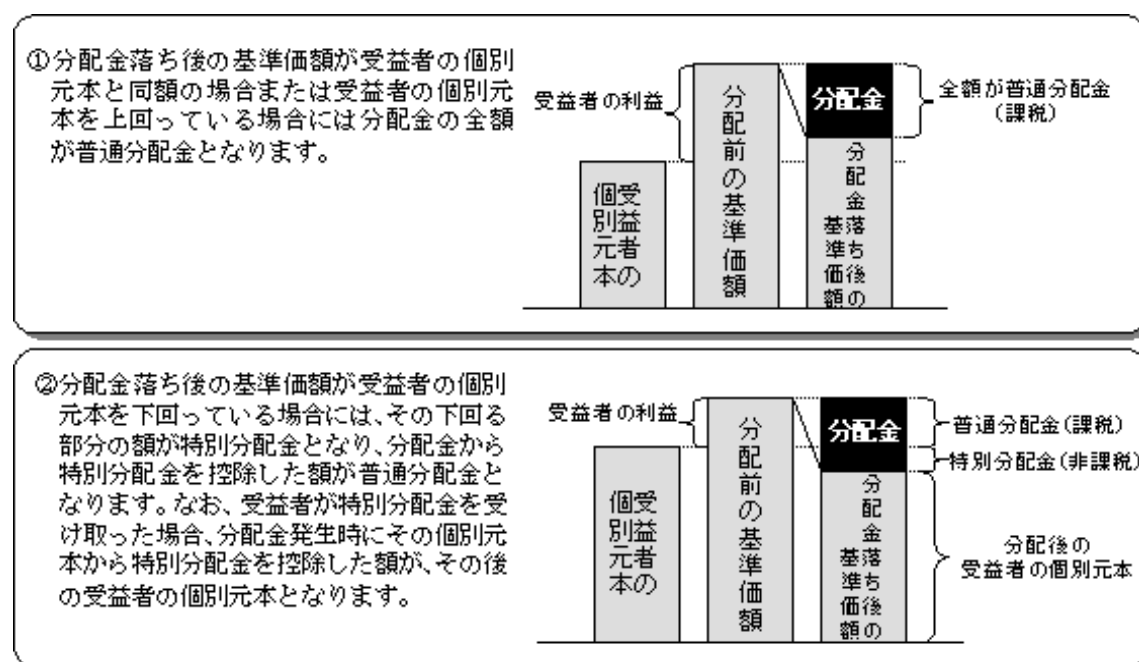
■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	———	かかりません
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.25%	———
	所得税および地方税	———	かかりません
償還時	所得税および地方税	———	かかりません

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の場合は、所要の税金がかかります。詳しくは上述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成21年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,163,335,155	98.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	34,015,519	1.06
合計(純資産総額)		3,197,350,674	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	24,166	11,382	275,067,870	11,430	276,217,380	8.63
2	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF （適格機関投資家専用）	21,070	11,419	240,613,361	11,525	242,831,750	7.59
3	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドF （適格機関投資家専用）	21,502	10,573	227,340,646	10,805	232,329,110	7.26
4	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドF （適格機関投資家専用）	21,134	10,814	228,560,377	10,963	231,692,042	7.24
5	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF （適格機関投資家専用）	19,185	11,521	221,030,385	11,662	223,735,470	6.99
6	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）	20,802	10,271	213,657,775	10,351	215,321,502	6.73
7	日本	投資信託受益証券	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF （適格機関投資家専用）	19,809	10,311	204,269,581	10,367	205,359,903	6.42

8	日本	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンドF	14,912	10,282	153,327,856	10,351	154,354,112	4.82
9	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）	12,861	10,948	140,802,228	11,036	141,933,996	4.43
10	日本	投資信託受益証券	FFTW世界債券オープンF（適格機関投資家専用）	10,321	10,594	109,340,674	10,759	111,043,639	3.47
11	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ブラックロック米国債券オープンF（適格機関投資家専用）	7,864	11,998	94,352,272	12,192	95,877,888	2.99
12	日本	投資信託受益証券	TCW 米国債券ファンドF（適格機関投資家専用）	9,158	9,894	90,615,727	9,957	91,186,206	2.85
13	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	13,417	6,789	91,088,013	6,414	86,056,638	2.69
14	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューファンドF（適格機関投資家専用）	13,149	6,302	82,872,792	5,919	77,828,931	2.43
15	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	11,071	5,825	64,488,575	5,511	61,012,281	1.90
16	日本	投資信託受益証券	ドイチェ欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	5,509	10,407	57,332,163	10,559	58,169,531	1.81
17	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF（適格機関投資家専用）	10,364	5,609	58,139,319	5,301	54,939,564	1.71
18	日本	投資信託受益証券	ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ 日本株バリューオープンF（適格機関投資家専用）	4,807	12,042	57,890,342	11,354	54,578,678	1.70
19	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）	5,486	9,734	53,405,132	9,060	49,703,160	1.55
20	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	5,120	9,384	48,046,080	9,518	48,732,160	1.52
21	日本	投資信託受益証券	ピクテ・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	7,897	5,552	43,844,144	5,292	41,790,924	1.30

22	日本	投資信託受益証券	UBS海外株式ファンドF （適格機関投資家専用）	4,303	8,999	38,726,614	9,417	40,521,351	1.26
23	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドF （適格機関投資家専用）	4,421	8,342	36,879,982	8,718	38,542,278	1.20
24	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF （適格機関投資家専用）	5,062	7,193	36,415,201	7,589	38,415,518	1.20
25	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャナス・イン テック海外株式ファンド F （適格機関投資家専用）	3,124	11,929	37,266,951	12,278	38,356,472	1.19
26	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス ・アメリカン・オープン F （適格機関投資家専用）	4,162	8,284	34,481,795	8,490	35,335,380	1.10
27	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オー プンF（適格機関投資家 専用）	3,807	8,924	33,973,668	8,475	32,264,325	1.00
28	日本	投資信託受益証券	ノムラ・レイニア米国成 長株ファンドF （適格機関投資家専用）	2,033	11,684	23,753,572	12,124	24,648,092	0.77
29	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プ ラスF（適格機関投資家 専用）	2,801	8,386	23,489,186	8,583	24,040,983	0.75
30	日本	投資信託受益証券	ノムラ・コロンビア米国 株バリュー・ファンドF （適格機関投資家専用）	3,192	6,676	21,309,792	6,901	22,027,992	0.68

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	98.93
合計		98.93

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2002年8月29日)	348	348	0.9724	0.9724
第2期 (2003年8月29日)	549	549	1.0003	1.0003
第3期 (2004年8月30日)	997	999	1.0530	1.0555
第4期 (2005年8月29日)	1,497	1,504	1.1016	1.1066
第5期 (2006年8月29日)	2,078	2,079	1.1236	1.1241
第6期 (2007年8月29日)	2,417	2,418	1.1209	1.1214
第7期 (2008年8月29日)	2,665	2,666	1.0402	1.0407
第8期 (2009年8月31日)	3,189	3,190	1.0316	1.0321
2008年9月末日	2,566	—	1.0067	—
10月末日	2,464	—	0.9369	—
11月末日	2,423	—	0.9281	—
12月末日	2,522	—	0.9503	—
2009年1月末日	2,538	—	0.9406	—
2月末日	2,455	—	0.9113	—
3月末日	2,646	—	0.9282	—
4月末日	2,698	—	0.9467	—
5月末日	2,911	—	0.9716	—
6月末日	2,955	—	0.9875	—
7月末日	3,094	—	1.0086	—
8月末日	3,189	—	1.0316	—
9月末日	3,197	—	1.0332	—

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0025 円
第4期	0.0050 円
第5期	0.0005 円
第6期	0.0005 円
第7期	0.0005 円
第8期	0.0005 円

【収益率の推移】

期	収益率
第1期	2.8 %
第2期	2.9 %
第3期	5.5 %
第4期	5.1 %
第5期	2.0 %
第6期	0.2 %
第7期	7.2 %
第8期	0.8 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年11月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

受益権の販売価額は取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

なし

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、

委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

一部解約の価額は、解約申込みの受付日の翌々営業日の基準価額とします。

手取り額^{*}は、上記の基準価額から、信託財産留保額（1万口につき基準価額の0.25%）を差し引いた金額となります。

^{*} 上記の手取り額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合を記載しております。確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、上記のほか、所得税および地方税が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（1万口につき基準価額に0.25%を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、別途、大口解約について、委託者の判断により一部解約の実行の請求の受付時間に制限 や一部解約の金額に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の午前11時(半日営業日の場合は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(平成13年11月22日設定)。

（４）【計算期間】

原則として毎年８月30日から翌年８月29日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、下記「（５）その他（a）ファンドの繰上償還条項等」による解約の日までとします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中に、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）上記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（a）の信託契約の解約をしません。
- （ ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を

行うことが困難な場合には適用しません。

- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- () 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（f）反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

（g）関係法人との契約の更新に関する手續

（ ）委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

（ ）委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■ 換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第4 【ファンドの経理状況】

マイストーリー・株25(確定拠出年金向け)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成19年8月30日から平成20年8月29日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成20年8月30日から平成21年8月31日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号および平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成19年8月30日から平成20年8月29日まで)については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則および内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成20年8月30日から平成21年8月31日まで)については内閣府令第61号改正後の投資信託財産計算規則および内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成19年8月30日から平成20年8月29日まで)および第8期計算期間(平成20年8月30日から平成21年8月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.90825%（税抜年0.865%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

2 リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープンマザーファンド」（マザーファンドといいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.67725%（税抜年0.645%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

（2）投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

3 ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月22日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜年0.65%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

個別銘柄の市場価格が、適正と考えられる価格（「適正価格」といいます。）に比べて過小に評価されていると判断される「割安株」（バリュー株）を選別してポートフォリオを構築することで、ベンチマークを安定的に上回る運用を目指します。

銘柄選択から売買指示に至る一連の投資意思決定プロセスは、主として、委託者が運用の指図に関する権限を一部委託する者が独自に開発した定量分析・評価モデル（「クオンツモデル」といいます。以下同じ。）により行なうことを基本とします。

割安株の選別にあたっては、銘柄選択用のクオンツモデル等により、個別企業の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の各項目および企業収益の変化等の要因からみた割安度に着目し、個別企業を詳細に分析・評価するというボトムアップ・アプローチにより行なうことを基本とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、主として、リスク分析用のクオンツモデルにより、ベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールすることを基本とします。

株式の実質的な組み入れにあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

マザーファンドの運用に当たっては、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社に、国内株式の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4 ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.63%（税抜年0.60%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げ場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

5 みずほ日本株バリュースーパーファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「みずほ日本株バリュースーパーファンド」への投資を通じて、わが国の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。ファンドは、「みずほ日本株バリュースーパーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、この他わが国の株式へ直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずる市場を含む）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

わが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずる市場を含む）を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（配当込み）を運用上のベンチマークとし、個別企業のファンダメンタルズ調査・予測に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

ベンチマークは、わが国の株式市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。

株式への投資にあたっては、企業の将来的なフリーキャッシュフロー対比で割安な銘柄の選定を行うことを基本とします。

株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

現物株式の実質組入比率は、通常の状態では50%以上とすることを基本とします。

非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

マザーファンドの運用に関しては、みずほ信託銀行株式会社より投資助言を受けます。

市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

6 JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

アナリストの調査・分析活動においては、「JPM日本株式ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断（主観的判断）のみに頼ることなく、配当割引モデル（DDM）等を通じてその修正を行います。

ベンチマークであるTOPIX（配当込み）に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

（B）信託期間

無期限（平成16年11月18日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8505%（税抜0.81%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

7 フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当金込）をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.924%（税抜年0.88%）以内の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

（2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主としてわが国の株式に投資します。ただし、日本株式とその他のアジアの株式を比較し、その相対的な投資魅力の状況によってはその他のアジアの株式にも投資することができます。ファンドは通常ポートフォリオの少なくとも65%を日本株式に投資します。

企業を実地に訪問し、徹底した調査にもとづき個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」により運用を行ないます。

フルインベストメントを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

8 フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当金込）をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

（2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

わが国の株式のうち、主として中小型株に実質的に投資を行ないます。

個別企業分析に基づき、比較的中・小規模の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益等の成長性と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。

個別企業分析にあたっては、フィデリティの日本および世界主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

9 ピクテ・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、主としてピクテ・ジャパン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。

東証株価指数をベンチマークとします。

ファンドは、「ピクテ・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資を行う場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成18年11月16日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8505%（税抜年0.81%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

組入銘柄の選択にあたっては、企業訪問を基本とした調査活動を行い、成長率と企業評価価値から割安と考えられる銘柄に着目します。

利益成長の源泉が明快な企業を選別し、ボトムアップ100%の一貫したグロース運用を行います。

成長パターンを3分類し、成長株の変化を的確に捉えた銘柄選択を行ないます。

株式の実質組入比率は、高位に維持することを基本とします。

東証株価指数をベンチマークとします。

非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%未満とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

10 BGIジャパン・バリュース・ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるBGIジャパン・バリュース・マザーファンドへの投資を通じて、主として東証一部上場銘柄株式に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Large Cap Valueインデックスをベンチマークとします。

ファンドは、「BGIジャパン・バリュース・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、有価証券等へ直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6195%（税抜年0.59%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

東証一部上場銘柄株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

東証一部上場銘柄を主要投資対象とし、Russell/Nomura Large Cap Value Indexの動きを上回る投資成果をめざして運用を行います。

ポートフォリオ構築にあたっては、主として、グループ会社が独自に開発した計量モデル（「コア・アルファモデル」といいます。）を活用します。

個別銘柄の収益・財務及び業績予想を基に個別銘柄のアルファ値を算出することにより、割安・割高を判断し、一定のリスク許容範囲内でリターンを最大化する銘柄構成をもつポートフォリオの構築を目指します。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

平成21年12月以降、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社としてブラックロック・ジャパン株式会社と合併、ブラックロック・ジャパン株式会社へ商号変更予定であり、以下の通り変更する予定です。

委託会社の社名	ブラックロック・ジャパン株式会社
ファンドの名称	ブラックロック日本株式アルファ・ティルツ・バリュース・ファンドF（適格機関投資家専用）
親投資信託の名称	ブラックロック日本株式アルファ・ティルツ・バリュース・マザーファンド

11 東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「東京海上日本成長株マザーファンド」への投資を通じて、主として金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。

ファンドは、「東京海上日本成長株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成18年11月16日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.609%（税抜年0.58%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主に金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、「セクター判断(業種配分)」と「銘柄選択」を超過収益の源泉として、これを上回る投資成果を目指します。

「セクター判断(業種配分)」については、当社独自の業種分類により、アナリストによる定性判断、モデルによる定量判断をもとに、ファンドマネジャーがセクター間の相对比较等を考慮して決定します。

一方「銘柄選択」においては、アナリストが徹底的な調査に基づき「事業環境の予測」や「競争優位の評価」を主な着眼点として中期的な業績を予測するとともに、株価面での魅力度等も総合的に判断し、セクター内の相対優位評価を行います。これらに加え、ファンドマネジャー(トップダウン)とアナリスト(ボトムアップ)による複眼的な議論の中から生まれる「投資アイデア」も加味し、最適なポートフォリオを構築します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

12 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“マルチ・ファンド・マネジャー・システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な“マルチ・ファンド・マネジャー・システム”は、1つのアカウントの運用において、複数のファンド・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

（マルチ・ファンド・マネジャー・システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。）

（B）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.60375%（税抜年0.575%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査費用については、上限を年額58万8千円（税抜 56万円）とし日々計上します。またその他の費用（ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等）等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

（E）投資方針等

（１）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む）を主要投資対象とします。

運用については、ミクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

13 野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

14 ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャナス・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり) をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ・ジャナス・インテック海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、マザーファンドの運用に関する事務業務の一部をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.86625%（税抜年0.825%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

15 ノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはS&P500株価指数（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「S&P500株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

株式への投資にあたっては、個別企業やその企業が属する業種・業界の変化を捉え、ファンダメンタルズの改善が見られ株価が割安と判断される企業の株式に投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

コロンビア・マネジメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

16 ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・レイニア米国成長株ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式（DR（預託証書）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはS&P500株価指数（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「S&P500株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ・レイニア米国成長株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	レイニア・インベストメント・マネジメント・インク

レイニア・インベストメント・マネジメント・インクは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Bank of New York Mellonに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視します。

銘柄の選定は、成長性の観点に加え、バリュエーション等の観点から個別銘柄の分析・評価をし、流動性等を勘案して行ないます。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

レイニア・インベストメント・マネジメント・インクにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

17 シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるシュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

ファンドは、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc. が作成したものではありません。

ファンドは、「シュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用（監査費用を含みます）を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

株式等の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用は、原則としてヘッジ目的に限定します。

18 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

ファンドは、S&P500種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

（D）管理報酬等

（1）信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.91875%（税抜年0.875%）の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

（2）その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

（１）投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）にファンドおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

19 ピクテ欧州ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、ピクテ欧州ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州各国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドはMSCI欧州株価指数（円ヘッジ指数）をベンチマークとします。

ファンドは「ピクテ欧州ファンド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資を行う場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

欧州各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

欧州各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行ない、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行ないます。

株式への実質投資割合は、株式100%を基本とします。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタル分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を発掘し、投資することを基本とします。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、投資対象市場が休場等の場合や市況動向、資金動向等によっては、一時的に投資割合を引き下げる場合があります。

実質外貨建資産については、組入れているピクテ欧州ファンド・マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行うことを基本とします。

ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドにファンドおよびマザーファンドの株式の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等はヘッジ目的に限定します。

20 東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の取引所に上場されている株式等に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。ファンドは、MSCIヨーロッパインデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

（B）信託期間

無期限（平成21年10月8日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州の取引所に上場されている株式等を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主として欧州の取引所に上場されている株式等を実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧州の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択により、アクティブに投資することを基本とします。

MSCIヨーロッパインデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

21 UBS海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるUBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

ファンドは、MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社報酬から支弁するものとします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。

実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産に係る為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCI コクサイ（日本を除く世界）インデックスの資産配分と同程度として行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

22 MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

MFS欧州株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドはMSCI ヨーロッパ インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「MFS欧州株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜0.75%）の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパインデックスの通貨配分に準じて行います。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）ならびにファンドの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

23 ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年5月20日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

24 ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - モンドリアン海外債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース） をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年5月20日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）です。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

25 ノムラ - ブラックロック米国債券オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - ブラックロック米国債券オープンマザーファンドへの投資を通じて、主として米国ドル建ての公社債に実質的に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - ブラックロック米国債券オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米国ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

公社債への投資にあたっては、主として、（ ）米国の国債（政府機関債を含む、以下同じ。）（以下「米国国債」といいます。）、（ ）会社およびその他の発行体によって発行された債券（以下「社債」といいます。）および（ ）アセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。

ファンドは、米国国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米国国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。

ファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。

- （ ）相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- （ ）デュレーション管理
- （ ）個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析
- （ ）徹底した信用分析

米国国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および利息の支払いが保証されている債券に投資します。

社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行なうためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。

アセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその $\pm 20\%$ の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

投資する証券は、主として、投資適格格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上の投資適格格付未満の証券へ投資できるものとします。

投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の実質投資割合は信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、マザーファンドの海外の公社債等（短期金融商品を含む）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

為替予約の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限る。株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

26 ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。
「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。
ファンドは「ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

（B）信託期間

無期限（平成20年5月21日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Northern Trust Companyに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

27 ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとします。

NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社が公表している公社債の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3675%（税抜年0.35%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター（種別・格付別等）配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債（1社以上の指定格付機関から投資適格格付（BBB格相当以上、BBB-を含みます。）を受けている公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。）とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上（B-を含みます。）の格付を受けているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

28 ドイチェ欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるドイチェ欧州債券マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州諸国の現地通貨建債券に実質的に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ベース ヘッジ付き）をベンチマークとします。

ファンドは、「ドイチェ欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接債券に投資する場合があります。

パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ビーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表を行うインデックスであり、汎欧州通貨建投資適格債券市場のパフォーマンスを表わします。当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月21日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbH

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。

ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbHに、ファンドの為替ヘッジに関する運用指図並びにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

29 ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を含む世界各国の債券に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している世界債券の指数です。

ファンドは、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.525%（税抜年0.5%）を乗じて得た金額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

（1）投資対象

日本を含む世界各国の債券を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

中期的なデュレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとして運用を行ない、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。ただし、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに、債券および通貨の運用に関する権限を委託します。

（3）主な投資制限

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

30 LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成18年5月18日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4935%（税抜年0.47%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格（BBB - またはBaa3以上）以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未滿の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

（３）主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

31 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成20年11月19日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

（2）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産について、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに円建てで為替ヘッジを行います。

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（３）主な投資制限

米国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

32 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の国債、政府機関債等を実質的に投資を行ない、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成20年11月19日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州各国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

（2）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（３）主な投資制限

欧州各国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

33 TCW 米国債券ファンド F（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるTCW 米国債券マザーファンド受益証券への投資を通して、主として米国ドル建の国債、社債、モーゲージ担保証券等を実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目標として運用を行います。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「TCW 米国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年5月20日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	TCW アセットマネジメントカンパニー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.3465%（税抜年0.33%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬分から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

投資に当たっては、主として、（i）米国国債（政府機関債を含む）、（ii）社債および（iii）モーゲージ担保証券の3つのセクターに分散投資を行い、トップダウンによるセクター配分および各セクターにおける銘柄選択により、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果をめざします。

セクター配分については、各セクターのバリュエーションおよびファンダメンタルズ分析等に基づいて、機動的な配分を行います。銘柄選択については、各セクターの運用チームがボトムアップ分析等に基づいて個別銘柄の評価を行い、ポートフォリオを構築します。

主として投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する債券、または同等の信用度を有すると判断される債券に投資します。ただし、投資機会に応じて、投資適格格付未満の格付けを有する債券または同等の信用度を有すると判断される債券への投資を行うことがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ることをめざします。

TCW アセットマネジメントカンパニーに、マザーファンドの外貨建資産にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

34 FFTW世界債券オープンF（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるFFTW世界債券オープンマザーファンドへの投資を通じて、主として内外の公社債に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）（Barclays Capital Global Aggregate Bond Index, ex JPY, JPY Hedged）とは、グローバルベース（日本円除く）の固定利付きの投資適格債のパフォーマンスを表す指標で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属しています。また、パークレイズ・キャピタルは、ファンドの運用成果等に関して一切の責任を負うものではありません。なお、「円ヘッジベース」とは対円での為替ヘッジを行い、円換算したものです。

ファンドは、「FFTW世界債券オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成15年5月19日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ビー・エヌ・ビー・バリバアセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ・インク フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ（シンガポール）ビー・ティー・イー・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.441%（税抜年0.42%）の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

内外の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

世界主要各国（日本を含む）の政府又は国際機関が発行または保証する債券に分散投資を行います。また社債、アセットバック証券（ABS）、モーゲージ証券（MBS）等にも投資を行います。

パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、価格変動リスクを抑えつつ、中長期的なスタンスで、安定的な超過収益の獲得を目指します。

外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

債券運用とは別に、各国の通貨を対象にアクティブ運用を行い超過リターンを追求します。

金利および為替見通しに基づき、国別投資配分、通貨配分、各国のデュレーションおよびセクター配分を策定し、分散投資を行います。

投資する債券の信用格付については、基本的に投資時点において、投資適格格付（ムーディーズ社でBaa3、S&P社でBBB - ないしは同等の格付け、もしくはそれ以上の格付け）相当以上の格付けを有する公社債に投資します。ただし、投資適格格付相当以下の公社債に一部投資する場合があります。

債券先物取引等の派生商品を利用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用にあたっては、フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ・インクおよびフィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ（シンガポール）ピー・ティー・イー・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

（３）主な投資制限

株式への投資割合は、転換社債を転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限り、）を行使したものに限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

35 アイエヌジー・欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年11月22日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。

実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付をBBB格以上に保ちます。

実質的に投資する債券の最低格付はCCC - 格とします。

マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジは、代表的なヨーロッパ債券インデックスの通貨配分と同程度として行います。
代表的なヨーロッパ債券インデックスは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスとします。

債券の運用プロセスは、

- (1) ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析
 - (2) デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジショニングの決定
 - (3) モデルポートフォリオの構築とコントロール
 - (4) 当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール
- の4つのステップで行います。

資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

36 メロン米国コア・プラス債券ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券（ABS、MBS等）などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年11月20日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%（税抜0.415%）の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などを実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。

債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。

主として投資適格債（BBB-ないしBaa3以上）に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行うことがあります。

投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。

投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種（金融業を除く）当たりの投資上限は25%までとします。

現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図ならびにファンドにおける実質外貨建資産の為替ヘッジにかかる指図に関する権限を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

37 アクサIM 欧州債券ファンド F（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、主として親投資信託への投資を通じて、実質的に汎欧州通貨建ての公社債等に分散投資を行い、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を図ることにより、中長期的にベンチマークを上回る収益の獲得を目指すことを基本方針とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円建て・ヘッジあり）をベンチマークとします。

ファンドは「アクサIM 欧州債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下、「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成17年11月17日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アクサ・ローゼンバーク証券投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エスエー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.43575%（税抜年0.415%）の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、委託者と投資顧問会社との間で別に定める取決めに基づく金額とし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。また、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、信託財産に係る監査費用等、および、それらから生じる消費税等相当額は信託財産から支弁します。

（E）投資方針等

（1）投資対象

マザーファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスの採用銘柄を主たる投資対象とします。すなわちユーロ、英ポンド、スウェーデン・クローナ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ等の汎欧州通貨建て公社債、および当該インデックスの基準を充たした中央ヨーロッパ諸国（クロアチア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、スロバキア等）の汎欧州通貨建ての公社債を主要な投資対象とします。また、欧州諸国のインフレ指数連動国債、欧州地域のエマージング諸国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「エマージング・マーケット債」といいます。）、ならびに、欧州地域の発行体が発行した投資適格未満の公社債にも投資を行う場合があります。

（2）投資態度

マザーファンドは、主として汎欧州通貨建ての公社債等に分散投資を行い、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を図ることにより、中長期的にベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

社債への投資にあたっては、社内クレジット・アナリストによる調査・分析に基づく、いわゆるボトムアップ手法を主軸としたポートフォリオ構築を行うことにより付加価値の獲得を図ります。また、投資リスクの管理には入念な配慮を行い、分散ポートフォリオを構築することによりリスクの低減を目指します。

投資を行う公社債は、原則として、取得時に格付機関により投資適格（BBB-またはBaa3）以上の格付を付与されたものとし、また、格付を取得していない債券に関しては、委託者（委託者から運用を委任された者を含みます。以下、合わせて「委託者等」といいます。）が前記の格付と同等の信用度を有すると判断する場合は、投資することができます。加えて、BBB-未満B-以上の格付を有するもの（同等の信用度があると委託者等が判断する場合を含みます。）については、その取得時に信託財産の純資産総額の10%を上限として投資することができます。ただし、格付機関によりC格以下の格付を付与されている債券には投資しません。

中央ヨーロッパ諸国の汎欧州通貨建て債券とエマージング・マーケット債への投資割合は、原則として、合計で信託財産の純資産総額の20%以内を目処とします。

欧州諸国のインフレ指数連動国債への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内を目処とします。

信託財産の平均デュレーションは、当該インデックスの平均デュレーションと比較して、その上下30%の範囲内にとどめるものとします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

投資一任契約に基づき、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エスエーに、マザーファンドの運用に関する権限ならびに、ファンドの外国為替予約取引の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

38 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスの円ヘッジ指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国投資信託です。

（Ｂ）信託期間

ファンド設定日（2009年5月20日）から約149年間

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

（１）投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

・成功報酬はファンドの各会計年度（1月1日から12月31日）における成功報酬控除前基準価額（分配金込み）の収益率が、同期

間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日（12月31日）にのみ行われます。

・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額（分配金込み）、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新た

な基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

（２）受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

（３）保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分（年率0.0675%以内）と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用（年額60,000米ドル）、成功報酬管理費用（年額24,000米ドル）、財務諸表作成費用（年額7,500米ドル）、受益者口座管理費用（一口座当り年額500米ドル、年間最低24,000米ドル）があります。

（４）その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

（２）投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

（３）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

有価証券（現物に限る）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

投資信託証券への投資（REIT、ETFを含む）は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

■ ベンチマークについて ■

外国の株式および債券に実質的に投資する指定投資信託証券のベンチマークは、各インデックスの円ヘッジベースの指数（各委託会社がヘッジコストを考慮して円換算した指数）とします。

東証株価指数（TOPIX）またはTOPIX（配当金込）（TOPIX（配当込み））は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

Russell/Nomura Mid-Small Capインデックス（配当金込）、Russell/Nomura Large Cap Valueインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

MSCI-KOKUSAI指数（MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス）、MSCI ヨーロッパ インデックス（MSCI 欧州株価指数）、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

S&P500株価指数（S&P500種株価指数）は、スタンダード・アンド・プアーズ社が公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード・アンド・プアーズ社に帰属しております。

パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（Barclays Capital Global Aggregate Bond Index, ex JPY）は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、日本円を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index）およびパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index）は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社が公表している公社債の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している世界債券の指数です。

■ 指定投資信託証券の委託会社等について ■

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日
平成9年（1997年）10月1日

平成12年（2000年）11月1日
平成15年（2003年）6月27日

野村證券投資信託委託株式会社として設立
投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
委員会等設置会社へ移行

みずほ投信投資顧問株式会社

昭和39年5月26日
平成9年10月1日

平成11年7月1日
平成19年7月1日

「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年（1971年）

昭和60年（1985年）

平成2年（1990年）
平成7年（1995年）

平成13年（2001年）

平成18年（2006年）
平成20年（2008年）

ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
ジェー・ビー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

フィデリティ投信株式会社

昭和61年（1986年）
昭和62年（1987年）
同年

平成7年（1995年）

平成19年（2007年）

フィデリティ投資顧問株式会社設立
投資顧問業登録
投資一任業務の認可取得
投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。
投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
金融商品取引業者として登録

ビクテ投信投資顧問株式会社

昭和56年（1981年）
昭和61年（1986年）
昭和62年（1987年）
同年

平成9年（1997年）
同年

ビクテ銀行東京駐在員事務所開設
ビクテジャパン株式会社設立
投資顧問業の登録
投資一任業務の認可取得
ビクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
投資信託委託業務の免許取得

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社

昭和63年（1988年）3月

昭和63年（1988年）6月
平成元年（1989年）1月
平成6年（1994年）11月
平成10年（1998年）3月
平成11年（1999年）1月
平成12年（2000年）7月

平成13年（2001年）6月
平成13年（2001年）7月

平成16年（2004年）4月

パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社設立。（英国大手金融グループのパークレイズ・グループ投資銀行部門における資産運用会社 BZW Investment Management 100% 出資）
証券投資顧問業者として登録
投資一任業務認可を取得
「ビーゼットダブリュー投資顧問株式会社」に商号変更
投資信託委託業務免許を取得「パークレイズ投信株式会社」に商号変更
パークレイズ・バンクPLC100%出資となる
パークレイズ・バンクPLCの直轄体制から、パークレイズ・グローバル・インベスターズ（BGI）グループの経営傘下に入る
「パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社」に商号変更
パークレイズ・バンクPLCからパークレイズ・グローバル・インベスターズ・UKホールディングス・リミテッドへ株主異動
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社と合併、パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社を存続会社としてパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社へ商号変更

平成19年（2007年）9月	「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に商号変更し、証券業者として登録。
平成19年（2007年）12月	同月、金融商品取引法施行と同時に、「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に商号変更。
平成20年（2008年）7月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社より運用業務等の事業譲受け パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社と合併

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

昭和60年（1985年）12月	東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
昭和62年（1987年）2月	投資顧問業者として登録
同年6月	投資一任業務認可取得
平成3年（1991年）4月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年（1998年）5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業者として登録

キャピタル・インターナショナル株式会社

昭和61年（1986年）3月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和62年（1987年）3月	投資顧問業の登録
同年9月	投資一任業務の認可取得
平成18年（2006年）2月	投資信託委託業務の認可取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業登録
平成20年（2008年）7月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

昭和60年（1985年）12月10日	（株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年（1991年）12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年（1997年）4月1日	シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年（2007年）4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年（1996年）2月6日	会社設立
平成14年（2002年）4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

平成8年4月1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社 設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
平成10年（1998年）6月30日	投資顧問業の登録
平成11年（1999年）2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
平成11年（1999年）12月9日	証券投資信託委託業の認可
平成12年（2000年）8月1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

1985年	モルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディー・ビー・モルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディー・ビー・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1996年	証券投資信託委託会社免許取得 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更

1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）4月28日	会社設立
平成10年（1998年）6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年（1998年）11月30日	投資顧問業登録
平成11年（1999年）6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年（1999年）10月1日	スミスパーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年（2001年）4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年（2006年）1月1日	「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引業登録

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
平成10年10月1日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社業務開始
平成20年7月1日	グループ会社ステート・ストリート信託銀行より資産運用部門を営業譲受 現社名ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に社名変更

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

昭和46年（1971年）11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立
昭和55年（1980年）1月4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）1月28日	ソシエテジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる
平成10年（1998年）4月1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成16年（2004年）8月1日	りそなアセットマネジメントと合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

平成10年（1998年）11月9日	ビー・エヌ・ピー投信株式会社設立
平成10年（1998年）11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
平成11年（1999年）2月26日	証券投資顧問業の登録
平成12年（2000年）6月20日	投資一任契約業務の認可取得
平成12年（2000年）8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年（2000年）8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

アイエヌジー投信株式会社

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に變更
平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に變更
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に變更

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

昭和62年（1987年）	ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。
--------------	---------------------------------------

昭和63年（1988年）	投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。
平成8年（1996年）	「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成11年（1999年）	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・グループとの業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成14年（2002年）	「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資顧問業務を営業譲受け。
平成15年（2003年）	投資信託委託業認可取得。上記会社の投資信託委託業務を営業譲受け
平成18年（2006年）	証券業兼業に伴い「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に商号変更。
平成19年（2007年）	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）登録。登録番号：関東財務局長（金商）第16号

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年（1985年）6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケット・リミテッド設立
平成2年（1990年）2月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

1【財務諸表】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 平成20年 8月29日現在	第8期 平成21年 8月31日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,293,228	67,772,149
投資信託受益証券	2,634,630,646	3,160,240,067
未収入金	11,085,855	6,584,229
未収利息	1,005	225
流動資産合計	2,712,010,734	3,234,596,670
資産合計	2,712,010,734	3,234,596,670
負債の部		
流動負債		
未払金	37,796,836	35,220,534
未払収益分配金	1,281,130	1,545,781
未払解約金	387,175	411,471
未払受託者報酬	395,864	451,049
未払委託者報酬	6,861,553	7,818,089
その他未払費用	26,327	30,012
流動負債合計	46,748,885	45,476,936
負債合計	46,748,885	45,476,936
純資産の部		
元本等		
元本	2,562,261,124	3,091,562,809
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	103,000,725	97,556,925
（分配準備積立金）	74,648,930	65,954,778
元本等合計	2,665,261,849	3,189,119,734
純資産合計	2,665,261,849	3,189,119,734
負債純資産合計	2,712,010,734	3,234,596,670

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自平成19年 8月30日 至平成20年 8月29日	第8期 自平成20年 8月30日 至平成21年 8月31日
営業収益		
受取利息	183,295	79,141
有価証券売買等損益	173,877,801	40,916,865
その他収益	15,252	9,094
営業収益合計	173,679,254	41,005,100
営業費用		
受託者報酬	790,087	850,871
委託者報酬	13,694,633	14,748,222
その他費用	52,547	56,606
営業費用合計	14,537,267	15,655,699
営業利益	188,216,521	25,349,401
経常利益	188,216,521	25,349,401
当期純利益	188,216,521	25,349,401
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,106,920	19,424,581
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	260,641,753	103,000,725
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,694,664	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,694,664	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,944,961	48,672,001
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,944,961	7,894,894
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	40,777,107
分配金	1,281,130	1,545,781
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	103,000,725	97,556,925

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期 自 平成19年8月30日 至 平成20年8月29日	第8期 自 平成20年8月30日 至 平成21年8月31日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成19年8月30日から平成20年8月29日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成20年8月30日から平成21年8月31日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 平成20年8月29日現在	第8期 平成21年8月31日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,562,261,124 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 3,091,562,809 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0402 円 (10,000口当たり純資産額 10,402 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0316 円 (10,000口当たり純資産額 10,316 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成19年8月30日 至 平成20年8月29日	第8期 自 平成20年8月30日 至 平成21年8月31日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 4,542,390 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 4,908,260 円
2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額259,753,496円(10,000口当たり1,013円)のうち、1,281,130円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。	2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額312,609,583円(10,000口当たり1,011円)のうち、1,545,781円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	64,751円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	183,823,436円	収益調整金額	C	245,109,024円
分配準備積立金額	D	75,930,060円	分配準備積立金額	D	67,435,808円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	259,753,496円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	312,609,583円
当ファンドの期末残存口数	F	2,562,261,124口	当ファンドの期末残存口数	F	3,091,562,809口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,013円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,011円
10,000口当たり分配金額	H	5円	10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	1,281,130円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	1,545,781円

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 平成19年8月30日 至 平成20年8月29日	第8期 自 平成20年8月30日 至 平成21年8月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 平成19年8月30日 至 平成20年8月29日	第8期 自 平成20年8月30日 至 平成21年8月31日
期首元本額 2,156,709,950 円	期首元本額 2,562,261,124 円
期中追加設定元本額 678,297,293 円	期中追加設定元本額 835,249,812 円
期中一部解約元本額 272,746,119 円	期中一部解約元本額 305,948,127 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第7期 自 平成19年8月30日 至 平成20年8月29日		第8期 自 平成20年8月30日 至 平成21年8月31日	
種類	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	2,634,630,646	145,329,908	3,160,240,067	130,872,164

合計	2,634,630,646	145,329,908	3,160,240,067	130,872,164
----	---------------	-------------	---------------	-------------

3 デリバティブ取引関係

第7期(自 平成19年8月30日 至 平成20年8月29日)

該当事項はございません。

第8期(自 平成20年8月30日 至 平成21年8月31日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年8月31日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券（平成21年8月31日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）		34,955,308	
	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）		11,551,380	
	ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バリューオープンF（適格機関投資家専用）		57,866,615	
	フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）		8,768,333	
	フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）		19,976,768	
	BGIジャパン・バリュー・ファンドF（適格機関投資家専用）		20,081,814	
	ヨーロッパオープンF（適格機関投資家専用）		3,582,488	
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）		34,096,944	
	ピクテ欧州ファンドF（適格機関投資家専用）		10,715,635	
	ノムラ・ブラックロック米国債券オープンF（適格機関投資家専用）		118,192,298	

	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）		269,662,344	
	ドイツ欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）		69,602,016	
	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF（適格機関投資家専用）		284,050,255	
	FFTW世界債券オープンF（適格機関投資家専用）		183,265,606	
	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）		53,318,595	
	UBS海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）		36,425,700	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）		58,302,792	
	アクサIM 欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）		18,935,818	
	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）		23,489,186	
	ノムラ・ジャナス・インテック米国大型成長株ファンドF（適格機関投資家専用）		3,368,376	
	ピクテ・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）		48,785,424	
	東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）		66,638,000	
	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）		35,199,636	
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）		57,968,130	
	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF（適格機関投資家専用）		27,238,080	
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）		91,264,527	
	みずほ日本株バリューファンドF（適格機関投資家専用）		82,537,785	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドF（適格機関投資家専用）		295,737,383	

	野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）		42,385,702	
	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）		168,586,770	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）		169,179,444	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）		215,257,821	
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）		14,350,128	
	ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）		34,179,916	
	ノムラ - レイニア米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）		25,693,116	
	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）		154,590,900	
	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）		164,257,028	
	TCW 米国債券ファンド F（適格機関投資家専用）		40,226,676	
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド F		105,955,330	
投資信託受益証券計	銘柄数：39		3,160,240,067	
	組入時価比率：99.1%		100%	
合計			3,160,240,067	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年9月30日現在

資産総額	3,202,411,644	円
負債総額	5,060,970	円
純資産総額(-)	3,197,350,674	円
発行済口数	3,094,588,561	口
1口当たり純資産額(/)	1.0332	円

第5 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	364,016,181	5,313,898	358,702,283
第2期	238,340,179	47,317,636	549,724,826
第3期	473,848,475	76,384,138	947,189,163
第4期	523,291,389	110,995,200	1,359,485,352
第5期	780,966,981	290,930,132	1,849,522,201
第6期	599,528,100	292,340,351	2,156,709,950
第7期	678,297,293	272,746,119	2,562,261,124
第8期	835,249,812	305,948,127	3,091,562,809

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去 5 年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

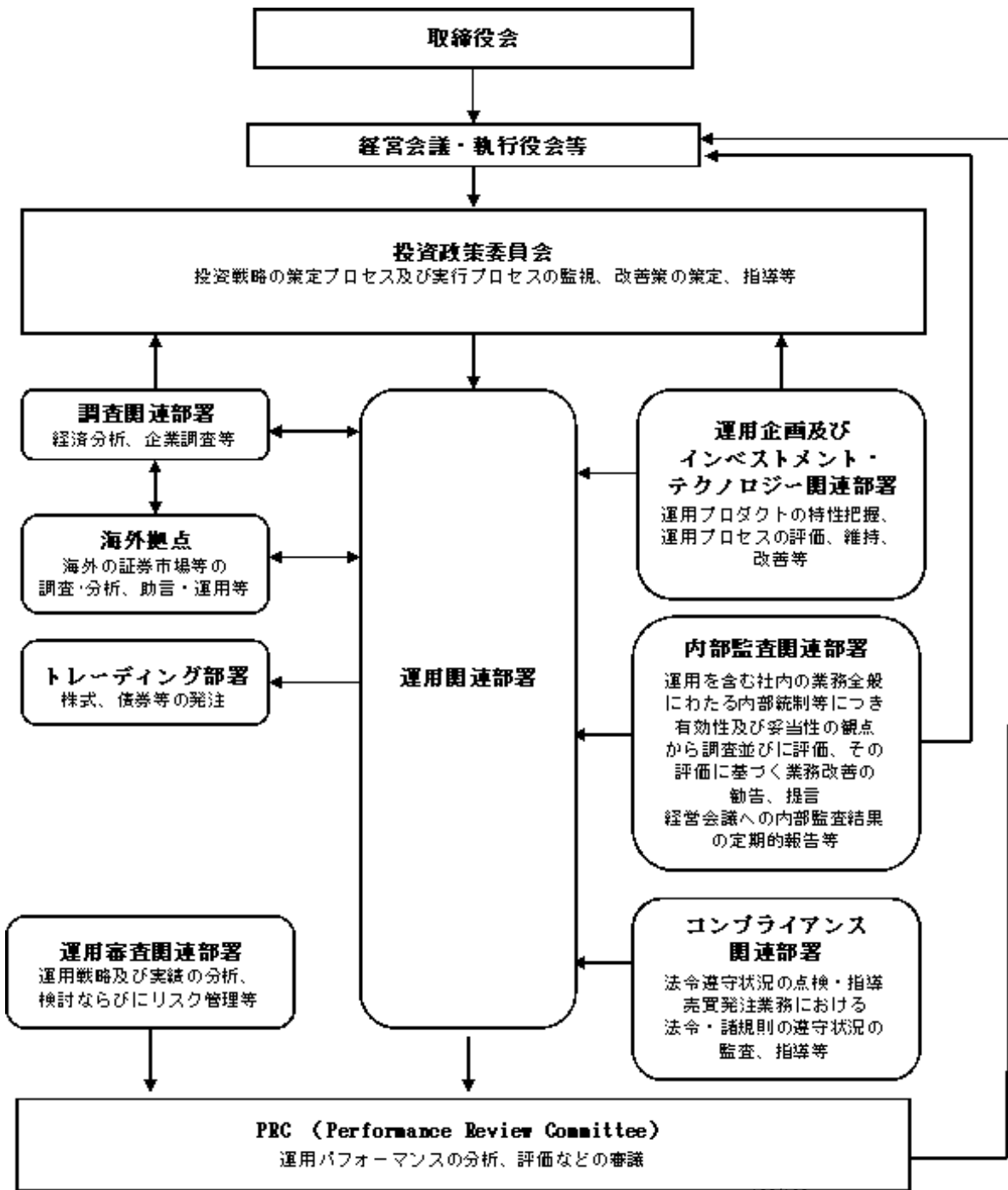
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	632	9,799,264
単位型株式投資信託	19	168,636
追加型公社債投資信託	19	4,864,791
単位型公社債投資信託	0	0
合計	670	14,832,691

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第49期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第50期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 . 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年 3 月31日)		当事業年度 (平成21年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,855		560
金銭の信託			32,058		34,551
有価証券			6,300		3,400
短期貸付金			1,526		592
前払金			45		43
前払費用			9		17
未収入金			81		84
未収委託者報酬			13,910		7,489
未収収益			2,030		1,629
未収法人税等			-		498
繰延税金資産			1,137		879
その他			1,072		807
貸倒引当金			7		4
流動資産計			61,020		50,549
固定資産					
有形固定資産			1,972		2,183
建物	2	800		710	
器具備品	2	1,171		1,472	
無形固定資産			8,857		12,407
ソフトウェア		8,852		12,403	
電話加入権		2		2	
その他		2		1	
投資その他の資産			45,424		28,519
投資有価証券		27,606		10,693	
関係会社株式	3	15,739		15,743	
従業員長期貸付金		194		385	
長期差入保証金		34		39	
長期前払費用		17		19	
繰延税金資産		1,567		1,256	
その他		264		381	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			56,253		43,110
資産合計			117,274		93,659

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		12,000
預り金			148		95
未払金	1		12,848		5,750
未払収益分配金		5		5	
未払償還金		105		82	
未払手数料		6,115		3,275	
その他未払金		6,622		2,387	
未払費用	1		8,363		4,849
未払法人税等	4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本			81,714		61,810
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	2	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計			22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

		前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	1	-		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		-		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	3	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		-	
退職給付制度移行損失		-		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
当期変動額合計	-	11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,883	3,040
当期変動額合計	5,883	3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	610	250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	5,522	2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	6,259	22,445
当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)																
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9．連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 (同左) 6．リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8．消費税等の会計処理方法 (同左) 9．連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年 3 月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年 3 月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4 月 1 日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	_____
(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理) 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年 4 月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。	_____
_____	(リース取引の処理方法) 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(貸借対照表関係) 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年 7 月 4 日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。	_____
(損益計算書関係) 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。 3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	_____

[追加情報]

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5 % に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 % 相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	_____
_____	(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年 1 月 1 日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。

[注記事項]
貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736 3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円 4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,119百万円 未払費用 585 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 3. 固定資産除却損 器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円 2. 役員報酬の範囲額 (同左) 3. 固定資産除却損 器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年 5 月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,876百万円

1 株当たり配当額 2,500円

基準日 平成19年 3 月31日

効力発生日 平成19年 5 月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年 3 月31日

効力発生日 平成20年 6 月 2 日

当事業年度(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

1 株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年 3 月31日

効力発生日 平成20年 6 月 2 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 700円

基準日 平成21年 3 月31日

効力発生日 平成21年 6 月 1 日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,453百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>814</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>639</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>281</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>368</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>650</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>332百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>309</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>19</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>5</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9</td></tr> </table>		器具備品	取得価額相当額	1,453百万円	減価償却累計額相当額	814	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	639	未経過リース料期末残高相当額	百万円	1年以内	281	1年超	368	合計	650	支払リース料	332百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	309	支払利息相当額	19	減損損失	-	1年以内	4百万円	1年超	5	合計	9	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4.固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,343百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>980</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>363</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>180</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>195</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>375</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>296百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>276</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>14</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 (同左) 利息相当額の算定方法 (同左) 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>6百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>3</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9</td></tr> </table>		器具備品	取得価額相当額	1,343百万円	減価償却累計額相当額	980	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	363	未経過リース料期末残高相当額	百万円	1年以内	180	1年超	195	合計	375	支払リース料	296百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	276	支払利息相当額	14	減損損失	-	1年以内	6百万円	1年超	3	合計	9
	器具備品																																																																				
取得価額相当額	1,453百万円																																																																				
減価償却累計額相当額	814																																																																				
減損損失累計額相当額	-																																																																				
期末残高相当額	639																																																																				
未経過リース料期末残高相当額	百万円																																																																				
1年以内	281																																																																				
1年超	368																																																																				
合計	650																																																																				
支払リース料	332百万円																																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																				
減価償却費相当額	309																																																																				
支払利息相当額	19																																																																				
減損損失	-																																																																				
1年以内	4百万円																																																																				
1年超	5																																																																				
合計	9																																																																				
	器具備品																																																																				
取得価額相当額	1,343百万円																																																																				
減価償却累計額相当額	980																																																																				
減損損失累計額相当額	-																																																																				
期末残高相当額	363																																																																				
未経過リース料期末残高相当額	百万円																																																																				
1年以内	180																																																																				
1年超	195																																																																				
合計	375																																																																				
支払リース料	296百万円																																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																				
減価償却費相当額	276																																																																				
支払利息相当額	14																																																																				
減損損失	-																																																																				
1年以内	6百万円																																																																				
1年超	3																																																																				
合計	9																																																																				

有価証券関係

１．売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年 3月31日)	当事業年度末 (平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年 3月31日)	当事業年度末 (平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

３．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年 3月31日)			当事業年度末 (平成21年 3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

４．その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年 3月31日)			当事業年度末 (平成21年 3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他(1)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
小計	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

- (1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．当事業年度中に売却した其他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

６．時価評価されていない主な有価証券(上記２．及び３．を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)	当事業年度末 (平成21年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	6,300	-	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

１．取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 (同左) ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ヘッジ方針 (同左) ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 (同左) (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

２．取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場 取引	株価指数先物取引 売建	2,691	-	2,787	96
市場取引 以外の取引	スワップ取引 短期変動金利 受取・株価指 数変化率支払	4,663	-	6	6
合計		7,354	-	2,781	102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成21年３月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年 3 月31日)

イ. 退職給付債務	13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	5,359
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	5,359

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,620
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)		当事業年度末 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,197	退職給付引当金	1,894
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	508	投資有価証券評価減	616
投資有価証券評価減	673	ゴルフ会員権評価減	510
減価償却超過額	273	賞与引当金	442
子会社株式売却損	196	未払確定拠出年金掛金	328
賞与引当金損金算入限度超過額	709	タックスヘイブン税制	271
事業税	350	減価償却超過額	262
時効後支払損引当金	191	子会社株式売却損	196
繰延ヘッジ損失	173	時効後支払損引当金	189
その他	107	その他	85
繰延税金資産計	6,266	繰延税金資産小計	5,682
繰延税金負債		評価性引当金	1,924
有価証券評価差額金	3,561	繰延税金資産計	3,757
繰延税金負債計	3,561	繰延税金負債	
繰延税金資産(純額)	2,705	繰延ヘッジ利益	173
		有価証券評価差額金	1,448
		繰延税金負債計	1,621
		繰延税金資産(純額)	2,136
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.0%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン課税	4.7%	タックスヘイブン税制	0.1%
外国税額控除	1.1%	外国税額控除	5.9%
その他	0.9%	評価性引当金の増減額	16.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%	その他	0.7%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%

関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (* 1)	57,000	-	-
								資金の回収	71,000	-	-
								貸付金利息 の受入	33	-	-

２．役員及び個人主要株主等
該当はありません。

３．子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(* 2)	6,161	未払費用	74

４．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(* 3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(* 4)	7,261	未払費用	1,949

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (* 1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
- (* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

（イ）関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	4,926	未払費用	1,064
---------	----------------------------	---------	-----	-------	---	-------------	------------------------	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	16,811円16銭	1 株当たり純資産額	12,453円43銭
1 株当たり当期純利益	2,356円90銭	1 株当たり当期純利益	1,285円61銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,139百万円	損益計算書上の当期純利益	6,621百万円
普通株式に係る当期純利益	12,139百万円	普通株式に係る当期純利益	6,621百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 平成21年8月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 八十二銀行	52,243百万円	
株式会社 武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社 きらやか銀行	7,700百万円	
あいおい損害保険株式会社	100,000百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

^{*} 平成21年8月末現在

(3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

^{*} 平成21年6月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年11月20日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成21年5月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年5月21日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月15日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸 治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株25（確定拠出年金向け）の平成19年8月30日から平成20年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株25（確定拠出年金向け）の平成20年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年10月16日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株25（確定拠出年金向け）の平成20年8月30日から平成21年8月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株25（確定拠出年金向け）の平成21年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)